申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可	等 0) 内	容	使用料の還付
根拠法	令 及	び条	: 項	新座市立学校校庭夜間照明施設規則第8条
				第8条 条例第13条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところによる。
				(1) 利用権利者の責めに帰さない事由により利用日前 に教育委員会が利用の許可を取り消し、利用日に当該許 可に係る夜間照明施設を利用することができない場合 全額
				(2) 利用権利者の責めに帰さない事由により利用日に 教育委員会が許可を取り消し、当該許可に係る夜間照明 施設の利用時間の3分の2を経過していない場合 全額
				(3) 利用権利者の責めに帰さない事由により利用日に 教育委員会が許可を取り消し、当該許可に係る夜間照明 施設の利用時間の3分の2を経過している場合 半額
				(4) 利用権利者が利用開始日の3日前までに利用の取 消しを申請し、教育委員会の承認を受けた場合 半額
				2 使用料の還付を受けようとするものは、夜間照明施設 使用料還付申請書を教育委員会に提出しなければならな い。
所 管 音	部 課	係	名	教育総務部生涯学習スポーツ課スポーツ・青少年係
審				第8条(第1項) 条例第13条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各 号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。 (1) 利用権利者の責めに帰さない事由により利用日前に教育委員会が利用の許
査				可を取り消し、利用日に当該許可に係る夜間照明施設を利用することができ ない場合 全額
 	月 係	条	項	(2) 利用権利者の責めに帰さない事由により利用日に教育委員会が許可を取り 消し、当該許可に係る夜間照明施設の利用時間の3分の2を経過していない 場合 全額
基				(3) 利用権利者の責めに帰さない事由により利用日に教育委員会が許可を取り 消し、当該許可に係る夜間照明施設の利用時間の3分の2を経過している場
準				合 半額 (4) 利用権利者が利用開始日の3日前までに利用の取消しを申請し、教育委員 会の承認を受けた場合 半額

	基 準 (未設定の場 合はその理由)	1 使用料の還付は、第8条第1項の規定による。 2 次の場合は、使用料を還付しない。 (1) 期限内に使用料還付の申請をしないとき。 (2) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 (3) その他上記(1)・(2)に準じると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)